

一般社団法人日本睡眠学会  
評議員選考に関する施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人日本睡眠学会（以下、「この法人」という。）の活動を担う評議員選考に関し必要な事項を定める。

(評議員推薦委員会)

第2条 この法人に評議員適任候補者（以下、「候補者」という。）を選考するため評議員推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）を置く。推薦委員会は、学会が持つ多職種・学際的な特徴に配慮しつつ、現在及び将来の学会事業を行う人材を選考する。

第2章 候補者の定数

(定数)

第3条 候補者の定数の上限は、定年退職者に対する補充と新任者の合計を勘案して、選出の都度、理事会が定めるものとする。

第3章 候補者の選考に係る専門領域

(専門領域)

第4条 専門領域は、医学（臨床）、歯学（臨床）、薬学、看護学、検査学、基礎科学、公衆衛生学・疫学・データサイエンス、心理学・教育学・社会学、その他に分類される。

2 候補者の選考において、定員や構成、申請書の判断基準などは、専門領域の特性に配慮する。

第4章 評議員への立候補

(立候補の資格)

第5条 評議員へ立候補する者は、以下の各号の資格を満たさなくてはならない。

- 1) 立候補の時点でこの法人の正会員であること。
- 2) 原則、5年以上の会員歴を有する者。
- 3) 会費を完納していること。
- 4) 選出年度の3月31日現在、満65歳以下であること。
- 5) 専門領域のうち医学（臨床）、歯学（臨床）、検査学へ立候補する者は、各々、本学会専門医、本学会歯科専門医、本学会認定検査技師の資格を有することが望ましい。
- 6) 第7条に定める所定の申請書を提出していること。

## 第5章 候補者の選考

### （一般枠と特別枠）

第6条 候補者選考は、一般枠と特別枠の二段階とする。一般枠と特別枠については第8条に規定される。

### （申請）

第7条 評議員に立候補する者は、この法人のホームページに公示される所定の申請書を、所定の期日までに、推薦委員会に提出しなければならない。

- 2 申請書は、略歴のほか、研究業績、臨床実績、教育活動、社会貢献、学会活動、学会への貢献などに関する自己アピールの各項目について記載されなければならない。
- 3 申請書には、3名を上限とする推薦者からの推薦文を添付しなければならない。
- 4 推薦者は、評議員に限る。

### （候補者の選考）

第8条 候補者の選考は、下記の手順による。

- 1) 専門領域ごとに、申請書の各項目について、候補者（一般枠）選考のための判断基準が推薦委員会において適切に定められる。特別枠は、地域性に配慮したもの、ダイバーシティに配慮したもの、学会の発展性に配慮したものなどにより構成され、一般枠の判断基準を満たさない場合も許容される。
- 2) 専門領域ごとに、判断基準に基づいて申請書の評価を行い、特別枠も合わせ、選考すべき定数や構成などと照らし合わせながら、順位をつけて候補者が選考される。
- 3) 専門領域ごとに選考された候補者について、推薦委員会において総合的に協議される。まず、一般枠として、選考すべき定数の7割程度が選考され、次に、残りの3割程度について、特別枠も含め総合的に選考され、最終的な候補者が決定される。

## 第6章 選任結果の通知

(通知)

第9条 評議員の選任結果は、評議員会での決議後、立候補者各自に通知される。

## 第7章 評議員の再任

(再任)

第10条 評議員は再任を妨げないが、以下の各号のいずれかに該当する場合は、再任することができない。

- 1) 再任年度の3月31日現在、満66歳以上であること。
- 2) 正当な理由なく、3回連続して評議員会を欠席した者。

## 第8章 施行細則の変更

(細則の変更)

第11条 この施行細則の変更は、理事会の承認を経なければならない。

附則

この細則は、平成27年3月7日から施行する。

この細則は、平成29年3月4日から施行する。

この細則は、令和4年11月12日から施行する。